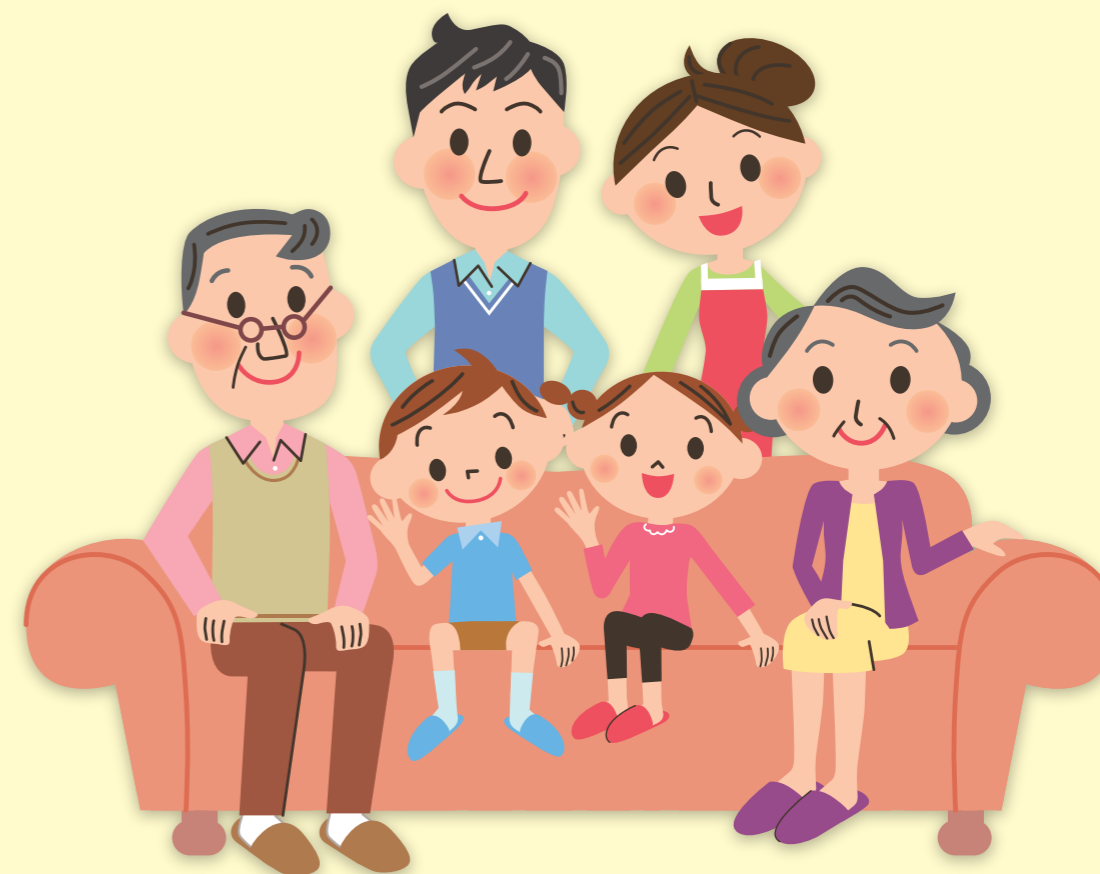


とうほう 遺言代用信託

「とうほう遺言代用信託」の詳細については、
お近くの支店までお問い合わせください。



あなたの想いを届けます。

それが、とうほうの「遺言代用信託」です。

東邦銀行では

遺言書作成、円滑な資産承継をお手伝いする「**遺言信託**」

金銭の生前贈与手続きをお手伝いする「**暦年贈与型信託**」

も取扱いしております。ぜひ、ご相談ください。



大切なご家族が安心できるように 想いを届ける資金を準備しませんか。

自分に万が一のことがあった場合、預金の払戻に制限があると聞いたけど、どうしたらいいの。

すぐに家族が必要になる葬儀資金を準備したい。

入院費用や納税等の支払の資金が必要。

家族の当面の生活資金が心配。

子供にお金を渡して、生活資金や孫の教育資金に長期間役立てて欲しい。

家族が安心して暮らせるように長期間・定期的にお金を渡したい。



家族が使いやすい日本円でお金をしっかり渡したい。

とうほうの『遺言代用信託』は、
お悩みの解決・ご家族の安心のための
お手伝いをいたします！

とうほう 遺言代用信託 の特徴

とうほう遺言代用信託は、ご本人さまに万が一のことがあった場合、ご資金の面でご家族がお困りにならないように、ご本人さまに代わり東邦銀行がお預かりしていた金銭をご家族に交付します。資金の受取方法により、3つのプランをご準備しています。

< 『3つのプラン』でご家族が資金をお受取になれます >

プラン① 一時金ですぐに受取

プラン② 定時定額金で長期間・定期的に受取

プラン③ 一時金と定時定額金を組み合わせて受取

▶お申込時に資金の受取人として推定相続人となる複数のご家族をあらかじめ指定いただきます。

< 特徴 >

お受取

簡単 迅速

◎お受取人さまの簡単な手続きで遺産分割協議前に速やかに当行がご家族に一時金もしくは定時定額金で交付できます。

◎すぐにお使いになる資金をご家族に渡せます。

ご家族

安心

◎原則、年齢の上限や健康状態に関係なく、お申込ができます。

◎お申込金および資金の受取は日本円となりますので、使いやすく安心です。

◎ご家族がすぐにまたは長期間、安心して資金をお使いいただくことができます。

◎お預かりしている資金が無くなるまで、当行が継続してご家族に資金をお渡しします。

お申込金

元本保証

◎お申込金(信託金)は信託財産として、当行預金や銀行勘定で運用します。

◎元本保証(収益部分は除く)の金銭信託で、預金保険制度の対象です。

「とうほう遺言代用信託」の3つのプランの活用方法



プラン① 一時金受取型

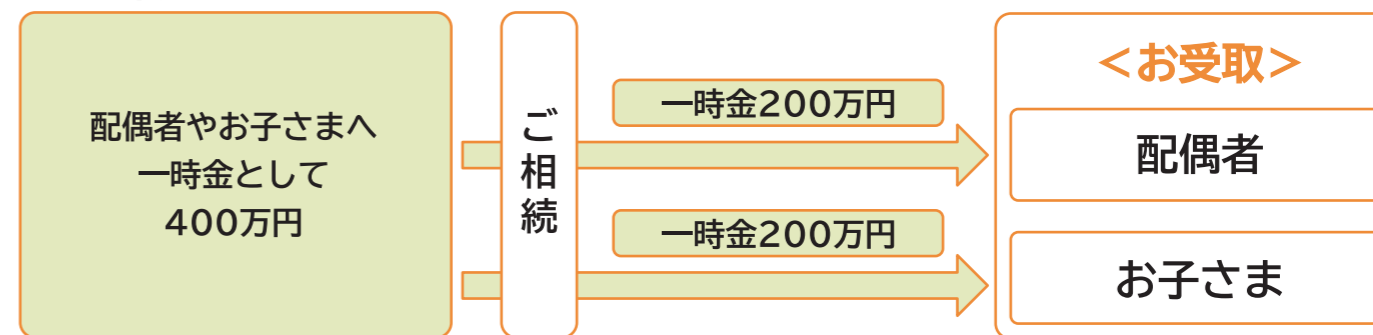
ご本人さまに万が一のことがあった場合、
まとまった資金をご家族がすぐにお受取りいただけます。

例えば、**葬儀資金** **入院費用** **納税資金** **当面の生活資金** にご利用できます。

申込金額	100万円以上
受取人	推定相続人の中から 最大3名まで 指定

例えば

お申込金400万円



プラン② 定時定額金受取型

ご本人さまに万が一のことがあった場合、定期的に定額の資金をご家族がお受取りいただけます。

例えば、**ご家族の長期間の生活資金・教育資金**
公的年金の受取月以外の資金 にご利用できます。

▶お預かりしている資金の残高が無くなるまで当行が継続してご家族に資金をお渡しします。

申込金額	500万円以上
受取人	推定相続人の中から 最大2名まで 指定
受取サイクル	2ヵ月毎、6ヵ月毎、12ヵ月毎
受取日	15日(銀行休業日の場合は前営業日)

例えば

お申込金600万円



プラン③ 一時金 + 定時定額金受取型 (併用型)

ご本人さまに万が一のことがあった場合、ご家族の状況に応じて、プラン①の「一時金受取型」と
プラン②の「定時定額金受取型」を併用して、ご家族が資金をお受取りいただけます

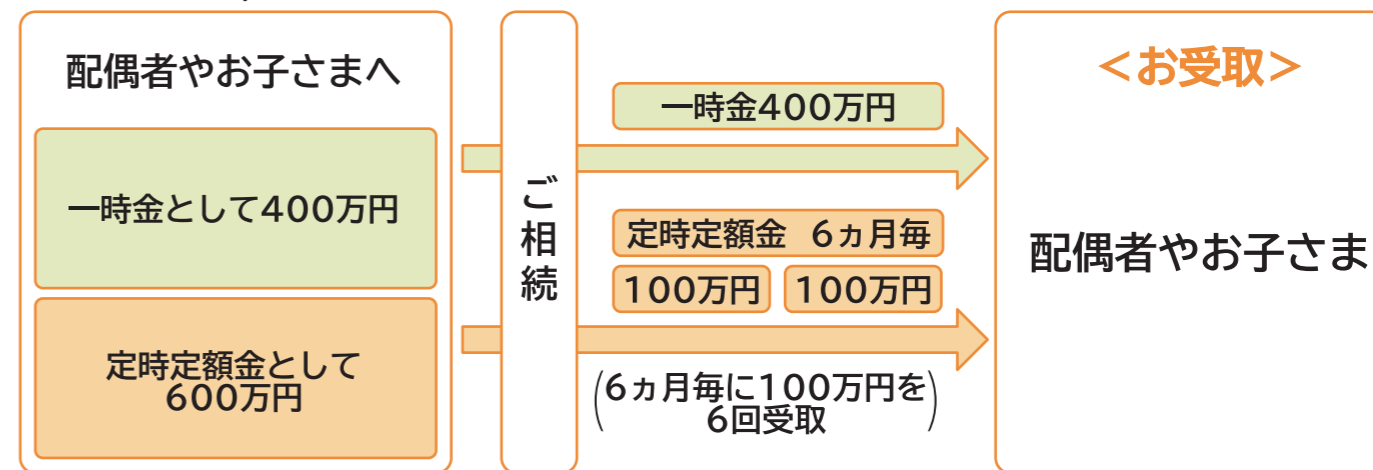
例えば、**葬儀資金を一時金** + **長期間の生活資金を定時定額金** にご利用できます。

申込金額	500万円以上
受取人	推定相続人の中から 一時金受取:最大3名まで 定時定額金受取:最大2名まで 指定

▶同じ方を一時金と定時定額金の両方の受取人に指定可能(最大2名まで)
(例)一時金:長男、定時定額金:長男 に指定

例えば

お申込金1,000万円



「とうほう遺言代用信託」商品概要

1. お申込可能な方 20歳以上の個人(おひとりさま1契約1プラン)*1
2. お申込時に、受取方法が異なる3つのプランから1つを選択いただきます。

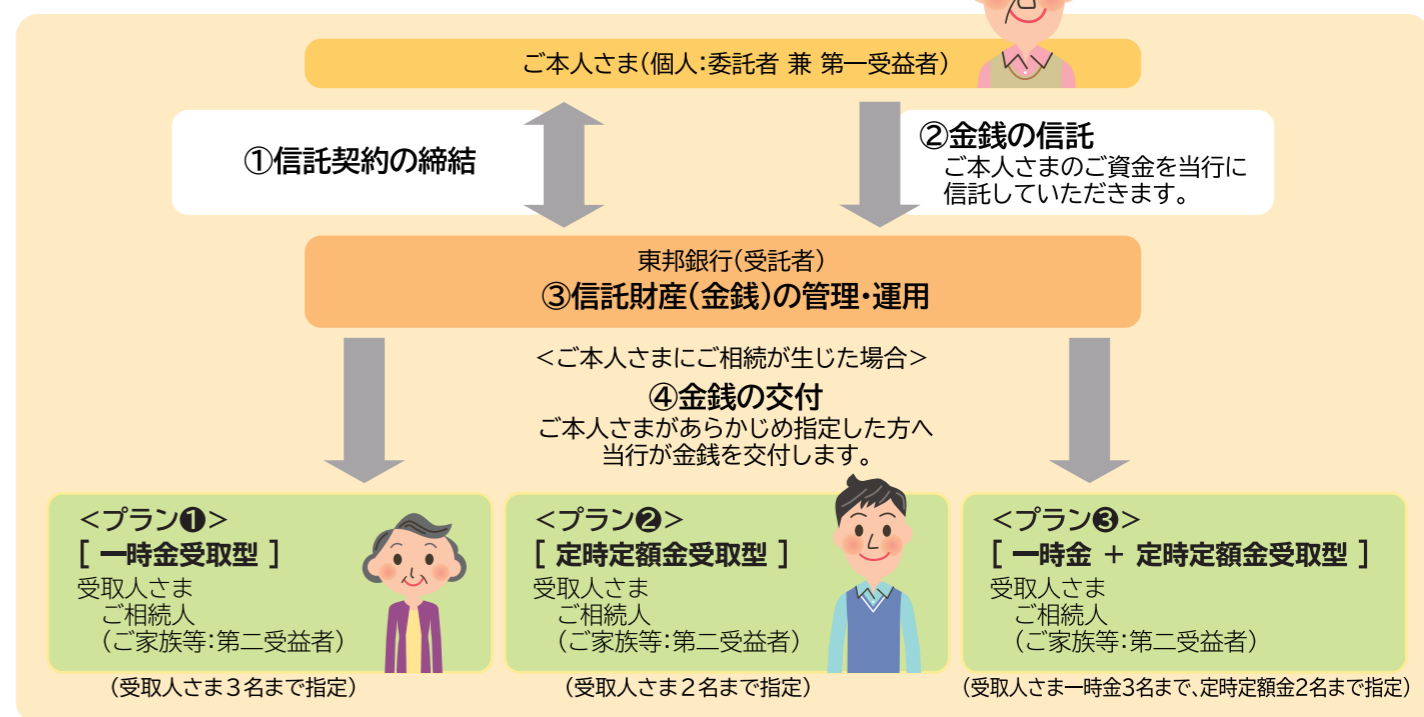
プラン名	<プラン①> 一時金受取型	<プラン②> 定時定額金受取型	<プラン③> 一時金 + 定時定額金受取型
受取方法	一時金で受取	一定期間に定額で受取	一時金と定額で受取
申込金額	100万円以上	500万円以上	500万円以上
	◎申込通貨 日本円(資金のお受取も日本円となります)[1万円単位]		
	◎ご本人さまに相続が生じた際に、受取人さまがお受取りになる金額により、他の相続人の法令上の権利「遺留分」を侵害する可能性がある場合は、申込金額についてご相談させていただきます。なお、お申込時に保有金融資産についてお聞かせいただきます。*2		
受取人 *3	◎ご契約後の金銭追加も可能です。(100万円以上[1万円単位])		
	最大3名まで	最大2名まで	[一時金]最大3名まで [定時定額金]最大2名まで
定時定額金受取	—	2ヵ月毎・6ヵ月毎・12ヵ月毎の15日 (受取日が銀行休業日の場合:前営業日)	
信託期間 (契約期間)	30年	◎信託契約日から30年後の応答日までとなります。 ◎資金の交付により、信託財産残高が無くなった時等に信託契約が終了します。	
申込時の 資金受取口座の 確認	東邦銀行の普通預金口座 ◎申込時、受取人さまがお持ちの当行普通預金口座の支店名・口座番号、受取人さまの氏名・生年月日、住所、電話番号等の記入が必要となります。 ◎事前に受取人さまへ通帳の支店名・口座番号の確認をお願いします。*4 ◎受取人さまが当行普通預金口座をお持ちでない場合は、事前に作成をお願いします。 ◎申込時は、受取人さまのご来店は必要ございません。		
受取人さまへの 資金交付	ご本人さまに相続が生じた場合、あらかじめ指定の受取人さまから必要な書類をご提出いただいた後、5営業日までに指定口座へ資金を交付します。		
手数料	<契約時の手数料(税込)> ◎信託契約時に申込金額(信託財産額)の1.65%(税込)を申込金額とは別にいただきます。 ◎「とうほう遺言信託」をお申込みの場合、または「とうほう遺言信託」で公正証書遺言の作成が完了している場合、手数料は申込金額(信託財産額)の1.10%(税込)となります。 ◎なお、手数料の下限は55,000円(税込)とさせていただきます。		

▶詳しくは、別途「商品概要説明書」をご確認ください。

ご留意事項

- *1 申込年齢の上限はありませんが、日本国籍かつ日本国内に住所を有している方で、行為能力・意思能力があり、後見人等の代理人を必要としない方となります。
- *2 相続人となる受取人さまがお受取りになる資金は、相続税の課税対象となります。なお、税務上のお取扱いの詳細については、別途、税理士や管轄税務署等にご確認ください。
- *3 ◎受取人さまがお受取りになる金額は、お申込時に受取割合により指定します。
◎<プラン③>一時金 + 定時定額金受取型の場合、同じ方を一時金と定時定額金の両方の受取人に最大2名まで指定が可能です。
◎ご契約後、受取人については最大人数までの追加、変更・取消、受取割合の変更が可能です。ただし、プランの変更はできません。
◎受取人さまについて、住所や氏名の変更、万が一ご相続が生じた場合は、お取引店へご連絡ください。
- *4 当行では受取人さまに関する口座番号等を申込人さまにお教えすることはできません。

とうほう遺言代用信託の仕組み



お申込・資金のお受取の手続きに必要な書類等

<お申込時に必要な書類・事前にご確認いただきたい事項等>

お申込時に必要となるご本人さまの書類等
◎ご本人さまの本人確認資料 ◎ご本人さまの当行普通預金通帳・お届けのご印鑑
申込書に記入が必要となる受取人さまのご氏名等(受取人さまのご来店は必要ございません)
<p>[お申込の前にご確認をお願いします]</p> <p>◎受取人さまの当行普通預金通帳の支店名・口座番号 ▶当行口座をお持ちでない場合は、事前に作成をお願いします。</p> <p>◎受取人さまの氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号</p>
メモ・写等で ご準備ください。

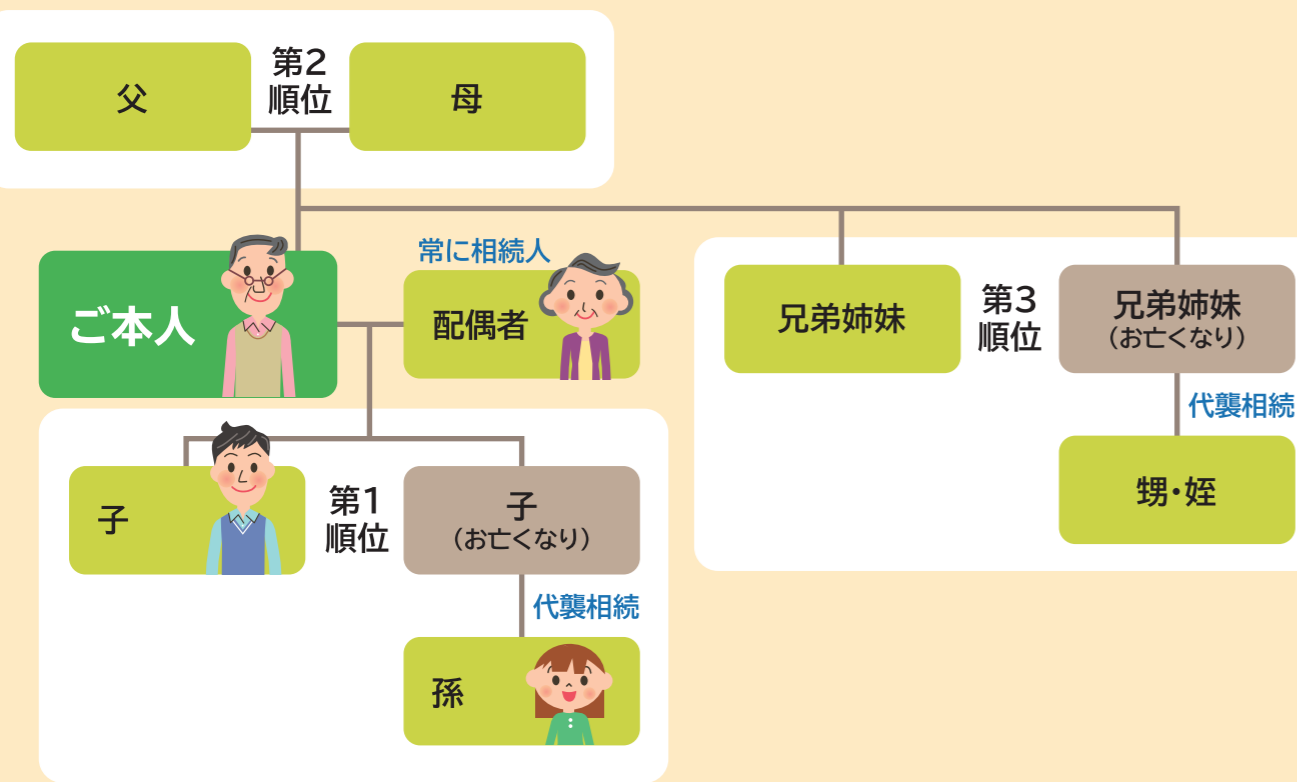
<受取人さまが資金受取時に必要となる書類等>

- ◎医師の死亡診断書もしくは除籍謄本等
- ◎受取人さまの本人確認資料
- ◎受取人さまの個人番号を確認できる書類
- ◎受取人さまの当行普通預金のお届けのご印鑑

法定相続人と法定相続分について

民法では、法定相続人と法定相続割合が以下のとおり定められています。

法定相続人の範囲と順位



法定相続分・遺留分

相続人	法定相続分		遺留分	
配偶者と子	配偶者 1/2	子 1/2	配偶者 1/4	子 1/4
配偶者と父母	配偶者 2/3	父母 1/3	配偶者 1/3	父母 1/6
配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4	兄弟姉妹 1/4	配偶者 1/2	兄弟姉妹 なし
配偶者のみ	全部		1/2	
子のみ	全部		1/2	
父母のみ	全部		1/3	
兄弟姉妹のみ	全部		なし	

◎お亡くなりになった方の子・父母・兄弟姉妹がそれぞれ複数人いる場合は、相続分を人数で均等に分割します。

代襲相続人

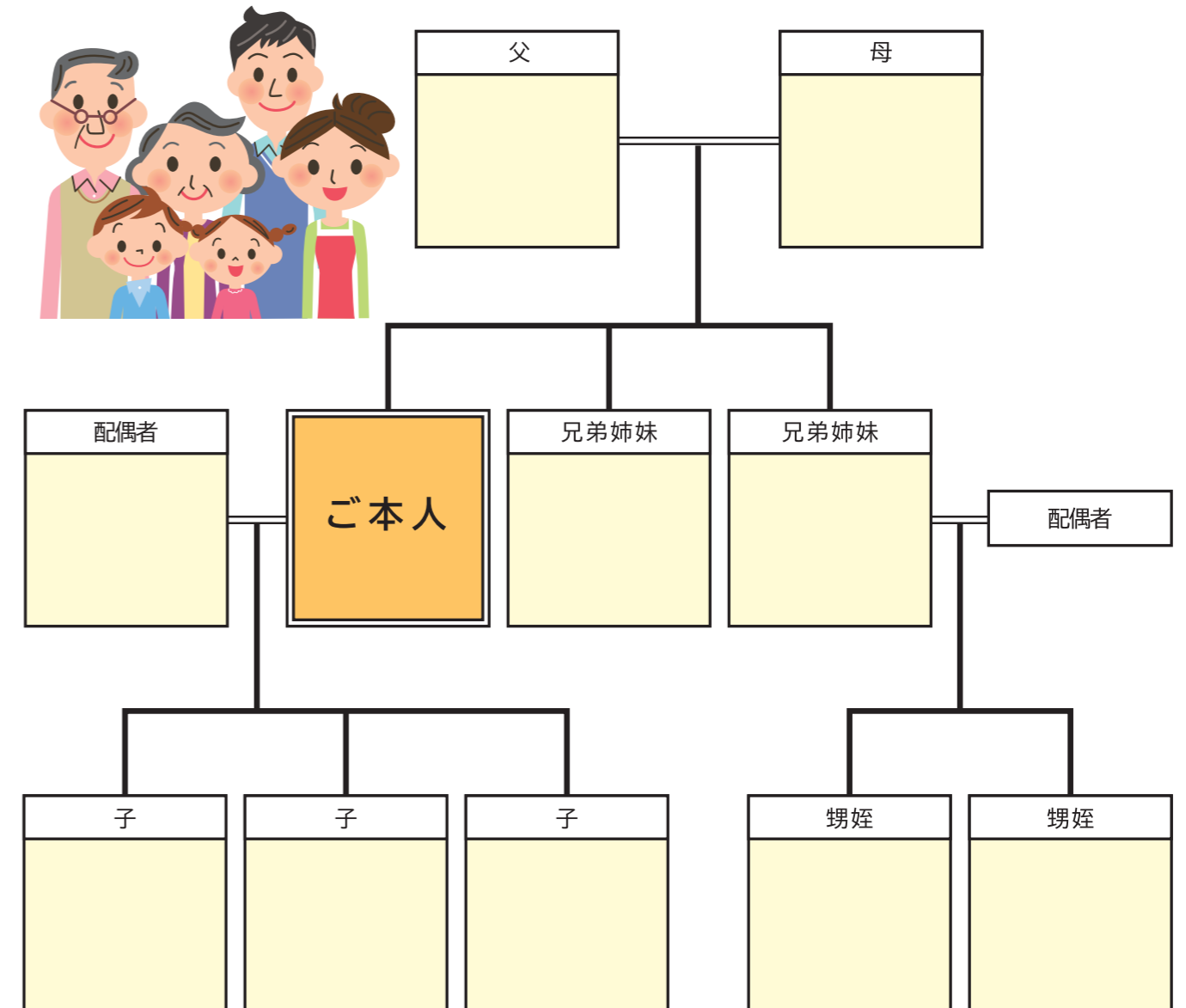
◎被相続人(お亡くなりになった方)の子・兄弟姉妹が、被相続人の相続開始前にお亡くなりになっていた場合には、被相続人の孫・甥・姪が相続人となり、これを代襲相続人といいます。

遺留分

- ◎一定の相続人が相続時に法律上取得することが保証されている相続分のことをいいます。この遺留分を生前贈与や遺言により侵害した場合でも、法律上無効とはなりません。侵害された相続人は、遺留分を侵害した他の相続人等に対して、「遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求すること」ができます(遺留分侵害額請求)。
- ◎遺留分の権利がある相続人は、被相続人(お亡くなりになった方)の配偶者、子、直系尊属に限られます。なお、被相続人の兄弟姉妹には遺留分の権利はありません。

ご家族関係図

ご家族のお名前等を記入しご確認ください。
(※遺言代用信託の受取人は推定相続人から指定頂きます。)



※本資料は2019年7月1日現在の法令・税制に基づき作成しています。今後の法令等改正により内容が変更となる場合もありますのでご注意ください。